



令和3年度

下野市奨学生募集要項(高等学校・大学等)

◎受付期間

令和2年11月2日(月)~12月10日(木)

\*お問い合わせ先\*

下野市教育委員会 教育総務課

☎0285-32-8917

下野市笹原26番地(庁舎3階)

## 1 申請資格 ※下記の条件をすべて満たす方

- (1) 高等学校（高等専門学校、中等教育学校の後期課程及び専修学校の高等課程を含む）、大学（短期大学及び専修学校の専門課程を含む）に在学又は入学しようとする方
- (2) 学業成績が優秀で意欲があり、品行方正な方  
※学業成績は5段階評定で3.0（平均）以上
- (3) 経済的理由により修学が困難な方  
※栃木県育英会の収入基準に準じています。
- (4) 確実な連帯保証人を2名付することができる方（うち1名は保護者）  
※連帯保証人は、独立の生計を営んでいる満20歳以上の方で、市区町村税を完納している方
- (5) 保護者が下野市に1年以上住所を有する方
- (6) 他の機関から奨学金その他これに類するものの給付又は貸付を受けていない方

## 2 貸付金額

### ○高等学校奨学生

修学資金 月額 20,000 円

入学一時金 100,000 円

※修学資金との併用のみ可。



### ★組み合わせ一覧

項目	修学資金月額	入学一時金	貸付総額	償還月額	償還期間
高校生	20,000 円	100,000 円	820,000 円	約 11,400 円	貸付期間の 2 倍
		—	720,000 円	10,000 円	

## ○大学等奨学生

修学資金 月額 30,000 円  
 月額 40,000 円  
 月額 50,000 円

} 3 つの中から **選択!**

入学一時金 修学資金との併用のみ可。  
 修学資金月額によって金額が異なります。  
 ただし、月額 5 万円貸付の方は対象外です。

### ★組み合わせ一覧

項目	修学資金月額	入学一時金	貸付総額	償還月額	償還期間
大学生 (2年制)	30,000 円	500,000 円	1,220,000 円	約 20,300 円	貸付期間の 2.5 倍
		—	720,000 円	15,000 円	貸付期間の 2 倍
	40,000 円	300,000 円	1,260,000 円	21,000 円	貸付期間の 2.5 倍
		—	960,000 円	16,000 円	
	50,000 円	—	1,200,000 円	20,000 円	
	大学生 (3年制)	30,000 円	500,000 円	1,580,000 円	約 17,600 円
—			1,080,000 円	15,000 円	貸付期間の 2 倍
40,000 円		300,000 円	1,740,000 円	約 19,300 円	貸付期間の 2.5 倍
		—	1,440,000 円	16,000 円	
50,000 円		—	1,800,000 円	20,000 円	
大学生 (4年制)		30,000 円	500,000 円	1,940,000 円	約 16,200 円
	—		1,440,000 円	15,000 円	貸付期間の 2 倍
	40,000 円	300,000 円	2,220,000 円	18,500 円	貸付期間の 2.5 倍
		—	1,920,000 円	16,000 円	
	50,000 円	—	2,400,000 円	20,000 円	

### 3 提出書類 提出は教育総務課窓口（下野市役所庁舎3階）まで持参

- (1) 下野市奨学金貸付申請書（様式第1号）
- (2) 出身学校長又は在 schools 長の推薦調書（様式第2号）
- (3) 保護者の印鑑登録証明書
- (4) 連帯保証人の印鑑登録証明書
- (5) 保護者以外の連帯保証人が県外市外在住の場合は、  
（令和2年1月1日現在で市外に住民登録があった場合も含む）  
所得証明書及び市区町村税納税証明書

※保護者及び保護者以外の連帯保証人が市内在住の場合は、申請書の同意に基づき、教育総務課で収入金額及び納税状況の確認をさせていただきます。

### 4 奨学生の選考

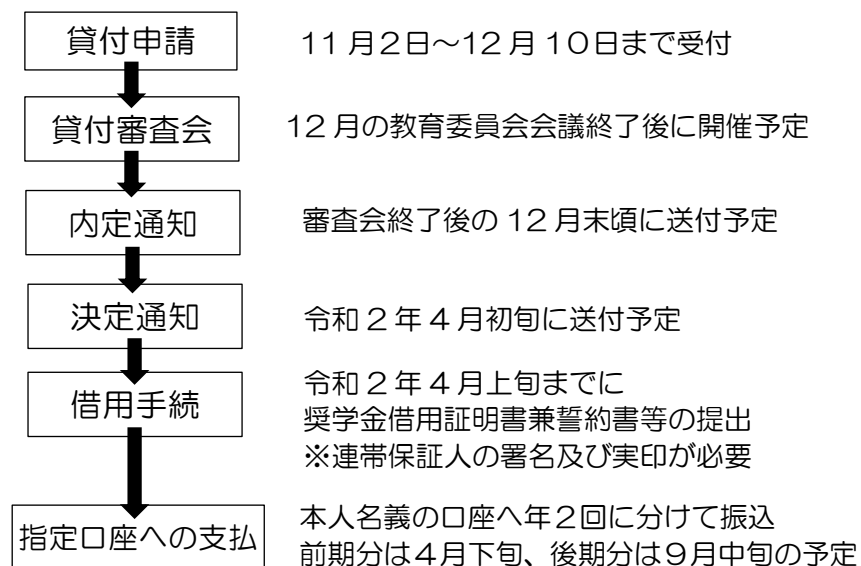
下野市奨学金貸付審査会において書類審査を行い、決定します。  
審査会の結果は、後日、奨学生宛てに通知致します。（12月末頃予定）

### 5 貸付期間

正規の修業期間

※貸付額は前期（4月末）と後期（9月中旬）2回に分けて本人名義の口座に振り込みます。ただし、入学一時金は前期分にまとめて振り込みます。

#### ◎貸付までの流れ



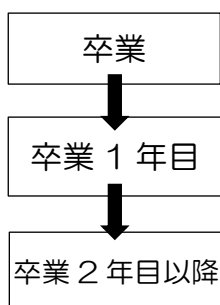
## 6 返還期間及び償還方法

貸付期間の2倍または2.5倍の期間内に償還（年賦、半年賦、月賦）

※奨学金の貸付は無利子で行いますが、返還が遅滞した場合は延滞金が発生します。

※償還者には、毎年4月に1年分の納付書を送付しておりますが、前倒して何年かまとめて返済をご希望の方は、教育総務課にご相談ください。

◎償還の流れ



貸付が終了

返還猶予期間

償還が開始

貸付期間の2倍または2.5倍で返済  
年度初めに送付される納付書（12枚）  
を使用し、年度末までに1年分の償還  
をしていく



【例】  
大学生（4年制）



大学1年生

大学4年生

卒業1年目

卒業2年目

卒業11年



貸付総額 222万円

$(4万円 \times 12ヶ月 \times 4年間) + 30万円$   
修学資金 入学一時金

条例により卒業2年目から償還スタート

償還総額 222万円

月賦 18,500円 × 120ヶ月  
(卒業2年目～卒業11年目の計10年間で償還)

※償還方法は、月賦以外に半年賦、年賦もあります。

## 所得が奨学金貸付対象になるかどうかの判定例



### 【世帯の状況】

- 長女が大学進学のため奨学金を申請する場合
- 家族構成は 祖父、父、母、長女（奨学生）、長男（弟：中学生）
- 父親の年間収入金額は 700万円
- 母親の年間収入金額は 80万円
- 祖父の年間収入金額は 200万円（年金のみ）

手順① 令和元年（前年）中の「所得額」を調べる。  
⇒表1(A) 及び表1(B)の給与所得計算式より、  
年間収入金額によって「所得額」が決まっています。（所得は世帯合算）

手順② 上記①で求めた「所得額（世帯合算）」から表2 特別控除額表に  
書かれている「控除額」を差し引きます。

手順③ 上記②で求めた金額が表3 収入基準額表の範囲内であれば貸付対象  
となります。

※表1～表3はP6～P8にあります。

### 【具体的な計算】

- ① 父親（主たる家計支持者）の所得額の計算 ※表1(A)  
 $700\text{万円（年間収入）} \times 0.7 - 174\text{万円} = \underline{316\text{万円（所得額）}}$
- ② 母親（従たる家計支持者）の所得額の計算 ※表1(B)  
 $80\text{万円（年間収入）} - 65\text{万円} = \underline{15\text{万円（所得額）}}$
- ③ 祖父の所得額の計算  
年金は所得額とみなさないため、0円（所得額）
- ③ 世帯合算の所得額の計算（①+②+③）  
 $316\text{万円} + 15\text{万円} + 0\text{円} = \underline{331\text{万円（世帯合算所得額）}}$
- ④ 控除額を差し引いた額の計算（③-控除額）※表2  
 $331\text{万円} - 46\text{万円（就学者控除・弟）} - 74\text{万円（本人控除）} = \underline{211\text{万円}}$
- ⑤ 211万円は、5人世帯の収入基準額617万円以内（※表3）なので、

**貸付対象**となります。

※市のホームページでも奨学金貸付対象になるかどうかの判定ができます。ただし、Excel計算表は世帯人員8名までの対応となっています。

**表1(A) 給与所得計算式（主たる家計支持者用）**

年間収入金額（万円未満切捨て）	所得額（万円未満切捨て）
267万円以下	0円
268万円以上400万円以下	年間収入金額×0.8－214万円
401万円以上781万円以下	年間収入金額×0.7－174万円
782万円以上	年間収入金額－408万円

**表1(B) 給与所得計算式（従たる家計支持者用）**

年間収入金額（万円未満切捨て）	所得額（万円未満切捨て）
65万円以下	0円
66万円以上163万円以下	年間収入金額－65万円
164万円以上180万円以下	年間収入金額×0.6
181万円以上360万円以下	年間収入金額×0.7－18万円
361万円以上660万円以下	年間収入金額×0.8－54万円
661万円以上1,000万円以下	年間収入金額×0.9－120万円
1,001万円以上1,500万円以下	年間収入金額×0.95－170万円
1,501万円以上	年間収入金額－245万円

**注意事項**

※主たる家計支持者（収入金額が多い方）の収入金額には、給与所得計算式（A）を適用し、従たる家計支持者（収入金額が少ない方）の収入金額については給与所得計算式（B）を適用する。父母一方のみが給与所得者の場合は、（A）を適用する。

**表2 特別控除額表**

①母子・父子世帯	99万円				
②就学者のいる世帯 (児童・生徒・学生1人につき)	区 分		自宅通学	自宅外通学	
	小 学 校		31万円		
	中 学 校		46万円		
	高等学校		国・公立	39万円	69万円
			私 立	88万円	118万円
	専 門 高 等 学 校	国・公立	1～3年次	39万円	69万円
			4・5年次	43万円	72万円
		私 立	1～3年次	88万円	118万円
			4・5年次	87万円	116万円
	大 学		国・公立	74万円	121万円
			私 立	133万円	180万円
	専 修 学 校	高等課程	国・公立	39万円	69万円
私 立			88万円	118万円	
専門課程		国・公立	36万円	81万円	
		私 立	102万円	147万円	
③障害者のいる世帯	障害者1人につき		99万円		
④長期療養者のいる世帯	療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額				
⑤主たる家計支持者が別居している世帯	別居のため特別に支出している年間金額。 ただし71万円を限度とする。				
⑥火災・風水害・盗難等の被害を受けた世帯の場合	日常生活を営むために必要な資材あるいは生活費を得るための基本的な生産手段(田・畑・店舗等)に被害があつて、将来長期にわたり支出増又は収入減になると認められる年間金額				
⑦本人を対象とする控除	高等学校等	39万円	大学等	74万円	

**注意事項**

- ① 控除の事由に2つ以上該当するときは、その特別控除額を合わせて控除できる。
- ② 申請者本人の控除については⑦を適用し、②には含めない。
- ③ 就学者控除の特例  
 子ども(就学者、就学前の子)が2人を超える世帯については、その超える人数に、奨学生本人に係る特別控除額に50万円を加えた額を乗じた額をさらに控除できる。  
 (例) 大学奨学生で子ども3人(奨学生を含む)の場合  

$$[(3人 - 2人) \times 124万円] = 124万円の控除$$



**表3** 収入基準額表

世帯人数	高等学校	大学等
1人	212万円	286万円
2人	380万円	455万円
3人	473万円	527万円
4人	515万円	572万円
5人	570万円	617万円
6人	608万円	650万円
7人	635万円	677万円
8人以上	1人増すごとに25万円を 世帯人員7人の収入基準額 (635万円)に加算	1人増すごとに27万円を 世帯人員7人の収入基準額 (677万円)に加算

※ご不明な点等ございましたら・・・

市のホームページをご覧になるか、もしくは教育総務課までお問い合わせください。

お問い合わせ先：下野市笹原 26 番地(庁舎 3 階) ☎0285-32-8917

## ☆ 様式ダウンロードの方法について

【下野市公式ホームページ：http://www.city.shimotsuke.lg.jp/】より

